

## 鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)に規定する特定野菜及び指定野菜の需給及び価格の安定を図り、その生産農家の経営を安定させ、もって当該野菜の産地育成を推進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、実施要領に基づいて特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を行う財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会(以下「協会」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、次に掲げる者が、実施要領第3の3の(5)に規定する交付準備金(以下「交付準備金」という。)の造成(以下「補助事業」という。)に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、実施要領第3の3の(3)に規定する共同出荷組織については、それぞれ第1号から第3号までに定める率を、実施要領第3の3の(4)に規定する相当規模生産者については、それぞれ第1号及び第4号に定める率を乗じて得た額以上の補助金又は負担金を、協会に対して交付しない場合は、この限りでない。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (1) 市町村              | 100分の15 |
| (2) 全国農業協同組合連合会鳥取県本部 | 100分の10 |
| (3) 農業協同組合           | 100分の25 |
| (4) 相当規模生産者          | 100分の35 |

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

( 交付決定の時期等 )

第 5 条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。

( 承認を要しない変更 )

第 6 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

( 1 ) 補助対象経費のうち、交付準備金を新たに造成するためのものと、それ以外のものとの間における経費の流用

( 2 ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業計画の変更

2 前条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

( 実績報告の時期等 )

第 7 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。

( 交付準備金の積立て )

第 8 条 協会は、本補助金の支払いを受けたときは、遅滞なく補助事業を実施しなければならない。

( 提出書類の部数 )

第 9 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

( 雑則 )

第 10 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 11 月 29 日から施行する。

2 前項の規定に関わらず、平成 14 年 11 月 29 日までに交付決定を行った本補助金については、なお従前の例による。





## 3 経費の配分

(単位：円)

補助事業に 要する経費	負担区分					備考
	県	市町村	全農とっとり	農協	相当規模生産者	

## 4 事業完了(予定)年月日

## 5 収支予算(又は決算)

## 1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度 決算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較		備考
			増	減	
鳥取県補助金					
市町村補助金					
全農とっとり負担金					
農協負担金					
相当規模生産者負担金					
計					

## 2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度 決算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較		備考
			増	減	
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業  (内 訳)					

様式第 2 号 ( 第 5 条関係 )

( 番 号 )

年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書 ( 以下「申請書」という。 ) で申請のあった鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金 ( 以下「本補助金」という。 ) については、鳥取県補助金等交付規則 ( 昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。 ) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、 . . . . . とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| ( 1 ) 算定基準額 | 金 | 円 |
| ( 2 ) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 . . . . . とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金交付要綱 ( 平成 1 2 年 3 月 8 日付農園第 1 9 3 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。 ) 第 3 条第 2 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の ( 2 ) の交付決定額 ( 変更された場合は、変更後の額とする。 ) のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

